すみれ台地区 地区計画

 決定年月日
 平成2年12月20日

 変更年月日
 平成8年2月13日

[区域の整備・開発及び保全の方針]

地区計画の目標	本地区は、西宮市の北西部に位置する宅地開発地である。 本計画は、この宅地開発事業を適正に誘導するとともに、事業効果の維持・増進を図り、緑豊かでゆとりある良好な市街地の形成を目標とする。			
土地利用の方針	本地区は、主に低層住宅地としての土地利用を図る。 住宅地区は、戸建専用住宅地区を主体とするが、一部の街区に日常の利便を考慮して兼用住宅等が、可能な戸建一般住宅地区及び、兼用住宅、共同住宅、長屋等も可能な一般住宅地区を配する。 近隣センター地区は、地区住民の利便を考慮し、地区中央部に配する。 また、主要な公共公益施設としては、集会所、公園等を適正に配し、区域の周辺には保全緑地を配する。			
地区施設の整備方針	道路、公園、緑地を適正に配置し、これらの地区施設機能が損なわれないよう維持、 保全を図る。			
建築物等の整備方針	①戸建専用住宅地区 関静なゆとりある独立住宅地区として、良好な居住環境が形成されるよう建築物等の規制・誘導を図る。 ②戸建一般住宅地区 地区住民の利便を考慮し、戸建専用住宅のほか、小規模な店舗、事務所を兼ねる戸建住宅等が立地できる地区として、周辺地区と調和のとれた良好な居住環境が形成されるよう建築物等の規制・誘導を図る。			
	③一般住宅地区 戸建専用住宅、共同住宅、長屋等のほか、小規模な店舗、事務所を兼ねる兼用住宅等が立地できる地区として、周辺地区と調和のとれた良好な居住環境が形成されるよう建築物等の規制・誘導を図る。			
	④近隣センター地区 地区住民、地区周辺住民の利便とコミュニティ機能を充実させ、健全で活気ある地区の形成が図られるよう建築物等の規制・誘導を図るとともに、地区内施設の形態、意匠についても、周辺住宅地区との調和に留意し、本地区の核にふさわしいものとする。			

〔地区整備計画〕

地	区の細区分	戸建専用住宅地区	戸建一般住宅地区	一般住宅地区	近隣センター地区
建築物等に関する事項	建築物制限		建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1. 左に同じ。 2. 左に同じ。 (1) 左に同じ。 (2) 左に同じ。 (3) 事務所、店舗、その他これらに類するもの。 3. 診療所。 4. 前各号に付属する		次に掲げる建築物 は建築してはならな い。 1. ボーリング場又は、
		(1) 学習塾、華道教 室、囲碁教室、そ の他これらに類 するもの。	-	の。(これらの用途に 供する部分の床面積 の合計が、50 ㎡を超 えるものを除く。)	の用途に供する建築物。

地	区の細区分	戸建専用住宅地区	戸建一般住宅地区	一般住宅地区	近隣センター地区
		(2) 出力の合計が、 0.75kw 以下の原 動機を使用する 美術品又は、工芸 品を製作する為 のアトリエ又は、 工房。 3. 前各号に付属する もの。		(1) 同左。 (2) 同左。 (3) 同左。 3. 同左。 4. 同左。	
IJ	建延の積る最高限 物面地対合度 を を を も も も も も る も る し き る し き る し も り る し る も る し る も る も る も る も る も る も る も	10分の10。			10分の15。
<i>II</i>	建建の積る最高限の積面すの	10分の5。			
"	建築物の 敷地面積 の最低限 度	1 8 0 m°.			
II .	建壁置の制限	に代わる柱(以下、「タまでの距離の最低限度にただし、この限度に築物又は、建築物の部該当する場合は、この「(1) 外壁等の中心線以下である場合。(2) 物置、その他これ軒の高さが、2.3m	満たない距離にある建 分が、次の各号の一に	建築物の外壁又は、これに代わる柱(以下、「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は、1.0m(共同住宅、長屋、寄宿舎の用途に供する建築物であって、その敷地	242 は 242 は 242 は 242 は 25、以う限る度のに 25、以う限る度の解、次す界ま度 道界壁る」のに 20、い又が該該の低る)の合い 第かは(い低す限に建のる線では 等の以 20、以う限る度あ築各場かの、の合下 20、以う限る度あ築各場かの、の合下 20、以う限る度あ築各場かの、の合下 20、次す界ま度 をのより、では、 30、では、 41、のの代壁まとの解、次す界ま度 をのより、 21、30、 32、 32、 42、 42、 42、 43、 43、 43、 43、 43、 43、 43、 43

111.				All Dorda Id.	DEDICA SE LICE
地区の細区分		戸建専用住宅地区	戸建一般住宅地区	一般住宅地区	近隣センター地区
				に供し、軒の高さ が、2.3m 以下で あり、かつ、床面 積の合計が、5.0 ㎡以下である場 合。	
11	建築物の 高さの最 高限度	1 0 m _o			12m。 但し、敷地面積500 ㎡未満は、10mとす る。
II .	建のし匠祭形く制限物態は限等若意	1. 傾し基 2. のれ彩辺た 3. 設るげ告物定い(ものは、高さ 3.0 m で設置できるもの は、2.0 ㎡以内の 上のときは、その ②建築物に設置又は 上以外の所に 2 ヶ るものとし、表示	その他これらに類する。以内のものを2ヶの合いとし、表示面が2 のの。(表示面が2 ののののできる。) は、でのといっている。 でのできる。 でのです。 できるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	建築物のという。 建築物の形は、されるのの形は、 の形は、 の形は、 の形は、 の形は、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののでで、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のの

地区の細区分	戸建専用住宅地区	戸建一般住宅地区	一般住宅地区	近隣センター地区
	のとし、表示面積			
	は 1.0 ㎡以内のも			
	の。(表示面が 2 面以上のときは、			
	その合計。)			
	(2) 本地区に係る宅			
	地及び、住宅の販			
	売に関するもの			
	で、形態、色彩、			
	意匠、その他表示 の方法が周辺と			
	の別伝が周辺と			
	たもの。			
	(3) 次のいずれかに			
	該当するもの。			
	①国又は、地方公			
	共団体が表示す			
	る広告物又は、これらを掲出する			
	物件。			
	②公職選挙法(昭			
	和 25 年法律第			
	100 号) による選			
	挙運動のために			
	使用するポスター			
	一、立札等又は、 これらを掲出す			
	る物件。			
	③法令の規定によ			
	り表示する広告			
	物又は、これらを			
	掲出する物件。			
	④祭礼、その他の 行事の内容を表			
	示する広告物又			
	は、これらを掲出			
	する物件。			
	⑤表示の期間が 5			
	日以内の広告物			
	又は、設置の期間 が 5 日以内の広			
	告物を掲出する			
	物件。			
	⑥地方公共団体が			
	設置する屋外広			
	告物掲示板に表			
ı	示する広告物。			

かき若しくの構造の制限

ただし、門柱及び、意匠上これに付属する部分並びに、垣、柵の基礎で、天端高 40cm 以下の場合は、この限りでない。

